

令和7年度事業計画

1. はじめに

我が国の社会経済情勢は、2025年には、いわゆる「団塊世代」のすべてが75歳以上となり、医療技術の進展等を背景に、健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、100歳まで生きることが当たり前となる「人生100年時代」が到来しつつあります。一方で総人口の減少傾向、特に生産年齢人口の減少に伴い、地域経済や産業活動の縮小、担い手不足による地域活力への影響等が課題となってきており、企業等においては定年延長による労働力人口の確保や人工頭脳（AI）などのデジタル技術を活用すること等で、人材不足への対応を図っている状況にあります。

さて、山口市シルバー人材センターにおいては、令和2年度以降、全国のシルバー人材センター同様に会員数が減少しており、特に男性会員の減少が顕著で、職種によっては発注内容等に対応できない状況になってきています。加えて、令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス新法）が施行され、新たな契約方法への見直しにより、発注企業等に税負担が生じるなど、請負契約に影響が与える可能性があります。令和8年4月1日からの見直しを目指す当センターとしては、センター利用規約の新設等のほか、就業内容や完成時期等を明示した契約内容を書面や電子データで交付するなど、発注者・会員・センターの果たす役割や責務の明確化が求められ、発注者に対しては契約の変更点を十分説明しなければならず、会員拡大、会員のデジタル技術の活用とともに、しっかり取り組んでいく必要があります。併せて、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（いわゆる認定法）が改正され、ガバナンス充実の観点等から、外部理事及び外部監事の登用が求められるため、次期役員改選に向けて取り組みます。

なお、契約方法の見直しにより、事業実績等の数値目標が設定困難になることから、次期中期計画の策定はその後とし、会員数については、全国シルバー人材センター事業協会が策定した「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して！～」において設定する、1,291人を2030年度（令和12年度）までの6年間の目標として取り組みます。以上を鑑み、次に掲げる計画を実行します。

2. 事業実施計画

(1) 公益目的事業の推進

① 就業分野と会員の拡大

ア、山口県シルバー人材センター連合会が実施する高齢者活躍人材確保育成事業での一般高齢者を対象とした講習会や就業体験事業に協力し、就業分野と会員の拡大を図ります。

イ、地域からの信頼に応えるために、会員一人ひとりが公益法人の一員であることを自覚し、マナーを守って責任のある行動をします。

ウ、全国シルバー人材センター事業協会が策定した「新たな仲間づくり計画」における会員増に向け、「会員一人ひとりが一人を勧誘」をテーマに全員で取り組みます。

- エ、毎月、事業説明・入会手続き会を実施し、入会意欲を高めるために求人中の仕事情報を紹介します。
- オ、女性会員のコミュニケーションを図るため、女性委員会を中心に「料理教室」を開催してきており、今後も継続して「女性セミナー」開催に取り組みます。
- カ、引き続きお客様満足度調査を実施し、センターのサービス向上に活かします。

② 普及啓発活動とボランティア活動

- ア、全国シルバー人材センター普及啓発月間（10月）に合わせて、感染症対策を講じたうえで普及啓発活動を実施します。また、年間を通し様々なイベントに参加し、PR活動に努めます。
- イ、市報「やまぐち」等に事業説明・入会手続き会や各種講習等の募集記事を掲載依頼します。
- ウ、公益目的事業を推進するため、広報紙「すこやか」を年2回発行します。
- エ、リーフレットは捨てられない物を目指して最新情報の掲載を心掛けます。
- オ、ボランティア活動や講習会等を開催する場合は、報道機関に情報提供し、メディアによる報道に努めます。
- カ、ホームページは各種の最新情報を発信します。
- キ、地区会による自主的な普及啓発活動とボランティア活動の実施を奨励します。

(2) 会員研修と技能講習会の実施

① 会員研修の実施

- ア、公益法人としてコンプライアンスを推進するため、「新入会員必修研修」を実施して会員としての意識付けを図ります。
- イ、地区会は、地区の自主性により会員の親睦を図ることを目的として開催を奨励します。

② 技能講習会の実施

- 公益目的事業の推進と技能等の習得を目指して、会員と一般高齢者を対象とした講習会及び会員のスキルアップを図ることを目的として実施します。

(3) 安全・適正就業の推進

- ① 事故防止のため、剪定班や草刈班、及び一般軽作業グループでは技能講習を兼ねた安全就業集会を実施します。
- ② 安全・適正就業委員会等による安全パトロールを3回実施します。
- ③ 安全・適正就業基準に沿った就業を推進し、剪定班や草刈班ではチェックシートによる安全点検を実施します。
- ④ 事故が発生した場合は現場調査等を行い、原因究明や再発防止策を講じるとともに、違反者には安全・適正就業基準指導要綱に沿って指導します。
- ⑤ 適正就業ガイドラインに沿って適正就業を推進します。
- ⑥ 会員就業規約及び就業基準要綱等に沿ったローテーション就業及び分かち合い就業に努めます。

⑦ 「安全就業便り」等で安全就業や交通安全の呼びかけ及び、市の特定健康診査の受診や健康管理を呼びかけます。

(4) 収支相償とガバナンス及び関係機関との連携

① 収支相償とガバナンス

ア、公益法人として義務付けられている関係書類等を山口県知事に提出するとともに、収支相償に適合した財政運営を行います。

イ、法令及び定款に沿った運営を行い、総会や理事会の運営についてもガバナンスを徹底します。

② 関係機関との連携

ア、行政及び議会には引き続き事業の支援を要請します。

イ、本部事務所の移転については、引き続き山口市と協議します。

ウ、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（A-②）の拡大に向けて、山口市地域包括支援センターと連携して会員確保に努めます。

(5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施

人手不足分野及び介護、育児等の現役で働く世代を支える分野での就業を促進するために、派遣事業や民間事業所等からの受注拡大に努めます。

(6) 入会相談、情報の提供

① 入会を希望する高齢者に対しては、事業説明・入会手続会でセンターの内容等を説明して入会促進に努めるとともに、リーフレット等を活用してセンター事業の内容を説明します。

② メディア等への情報提供により、当センターが行う公益目的事業の周知に努めるとともに、問い合わせや事務局に就業等の相談に来られた高齢者に対しては、センター等の情報を提供します。

(7) 契約方法の見直し等新たな法律への対応

① 会員が消費税免税事業者であるため、フリーランス新法上の業務委託事業者となる民間企業等に対し、仕入税額控除ができなくなることを説明し理解いただけるよう取り組みます。

② フリーランス新法に対応するために国が定めた契約方法等の見直しについて、発注者とセンター、センターと会員の間でデジタルによる契約や見積等が不可欠であることから、引き続きデジタル化への取り組みを進めます。

③ 令和7年4月1日に認定法が改正され、社員である会員、業務執行理事及び職員以外の者を外部理事及び外部監事に登用することが求められることから、次期役員改選の令和8年度定時総会に向け、関係機関と調整し人選を進めていきます。